

高島平地域交流核形成まちづくりプランに基づく交流核形成事業の検討状況について

1 準備ステップでの再整備地区の取組

(1) 既存施設の解体

① 対象施設

- ・旧高島第七小学校
- ・高島平健康福祉センター

② スケジュール

- ・解体設計：令和7年6月～令和8年2月
- ・解体工事：令和8～9年度予定

③ その他

- ・解体工事は既存道路を活用しながら進めていく。
- ・高島平健康福祉センターは、解体前に移転を完了させる。

(2) 高島平健康福祉センターの移転

① 予定時期

- ・令和8年度末（既存施設の解体工事は令和9年度に実施）

② 移転先候補地 ※参考図2に図示

- ・高島平二丁目32街区（UR高島平団地）
⇒32街区への移転により、ウェルフェア（健康福祉）機能のさらなる充実に資する相乗効果の発現をめざす。

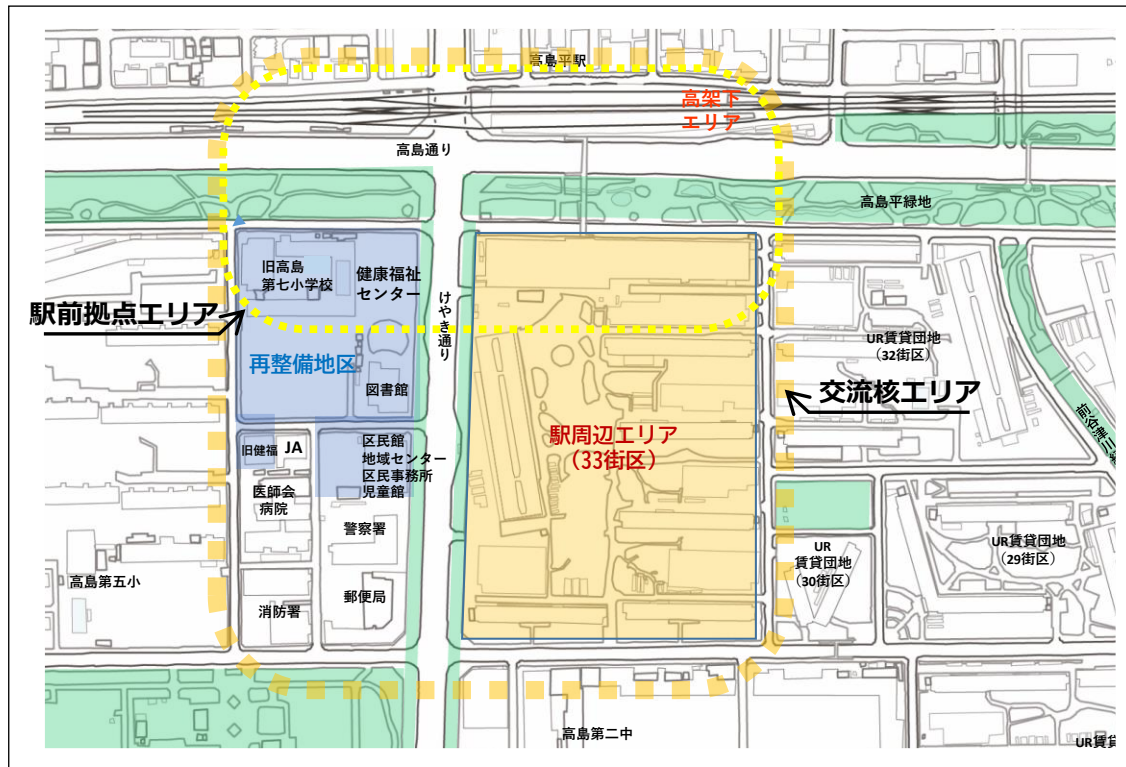
③ その他

- ・UR都市機構との借地契約を締結したのち、建物計画を行う。

【参考】高島平健康福祉センターの現況

- ・所在地：高島平三丁目13番28号
- ・施設概要：軽量鉄骨造 平屋建て 延床面積480.57㎡
講堂、健診室、栄養・食育室、歯科衛生相談室、面接室、
赤ちゃんの駅、事務室、その他

【参考図 1】 交流核エリアの現況



【参考図 2】 高島平二丁目 32 街区（UR 高島平団地）の現況



2 分野横断的な取組（駐車場地域ルールへの検討）

(1) 目的

- ・「高島平地域交流核形成まちづくりプラン」でめざすウォーカブルなまちの実現に向け、地域の実態に応じた駐車施設の台数の軽減や集約設置など、地区特性に対応した駐車施設の整備基準として駐車場地域ルールの検討を行う。

※東京都駐車場条例では、駐車施設の附置義務制度に関して、地区特性に応じた基準に基づき、地区特性に対応した駐車施設の整備基準（地域ルール）による駐車施設の設置を可能としている。

(2) 対象範囲

- ・高島平二・三丁目周辺地区 地区計画区域

※東京都駐車場条例に基づく地域ルールの策定指針によれば、対象範囲（地区）は、鉄道駅等からおおむね半径 500m 以内の区域など（都市計画マスタープランや地区計画等において、人中心のまちづくりや大規模開発等による良好な市街地整備を誘導するなどの位置づけがある地区）とされている。

(3) 検討体制

- ・学識経験者、関係機関（警察、東京都、板橋区）、UR 都市機構などで構成する検討会議を発足し専門的見地に立った検討を行う。

(4) スケジュール

- ・令和 7 年度 地域ルールの検討
- ・令和 8 年度 地域ルール策定、駐車場条例の制定
- ・令和 9 年度 地域ルールの運用開始

【参考図 3】高島平二・三丁目周辺地区 地区計画区域

